

東海第二発電所 新規制基準適合性に係る隣接事業所敷地の管理等の  
対応状況について

1. 経緯

東海第二発電所の新規制基準適合性に係る隣接事業所の敷地管理等の対応内容について、当社は平成29年10月17日の第520回審査会合で説明を行い、今後、相手先隣接事業所と敷地管理等の合意内容に係る文書の取り交わしを行う対応方針を示してきた。

2. 折衝の状況について

以下の①～④について、当社より敷地管理等の合意内容に係る依頼文書を平成30年3月27日及び4月4日に発信し、平成30年3月29日付及び4月6日付の回答文書を隣接事業所から受領している。

- ① 森林火災による防潮堤の熱影響防護のための植生の管理  
(隣接事業所敷地の一部に対する植生管理)
- ② 竜巻による飛来物発生防止のための車両等の配置規制の措置  
(隣接事業所敷地の一部に対する車両等の配置を禁止する措置)
- ③ 津波による漂流物評価のための工事・作業に伴う仮設物等の情報入手  
(隣接事業所敷地内の工事・作業等の情報提供)
- ④ 重大事故等発生時の災害対策要員の参集ルートの確保  
(隣接事業所敷地内の緊急時の通行・障害物の除去)

以下の⑤について、施設等の設置のために隣接事業所敷地を利用すること及び設置変更許可申請書に東海第二発電所の敷地として記載することについて、両者間で土地利用に関する覚書を平成30年1月12日付で締結している。

- ⑤ 可搬型重大事故等対処設備の保管場所、緊急時対策所建屋等の各施設等の設置・利用  
(隣接事業所敷地を当社の土地として権利を得て、各施設等を設置、利用)

3. 今後の対応について

①～④については、設置変更許可取得後に、これらの内容を東海第二発電所の保安規定に規定し、QMS規程等に基づき実施していく。

⑤については、設置変更許可取得後に、土地の権利を得るための契約を交わす予定。